

サービスを利用するまでの大まかな流れ（障害支援区分なし）

1. 市役所で、サービスを利用するための申請をしてください。

2. 市役所より、サービス等利用計画案の提出依頼が届きます。

サービス等利用計画案提出依頼
が届いたら・・・

<サービス利用計画案とは？>

本人の希望を聞き取りしてもらい、本人にあったサービスを組み立ててもらった「サービスの計画書」のことです。

3. 相談支援事業所に連絡

障害福祉サービスを利用したいので、「サービス等利用計画案の作成を依頼したい」事を伝えてください。

<相談支援専門員とは？>

本人の希望を聞き取りし、希望に沿ったサービスの計画書を作ってくれます。また本人や家族の相談にのってくれる福祉の専門職です。

※ 相談支援専門員は、以下の中から選んでご自分で連絡をお願いします。

※ 相談支援専門員をご自分で選べない場合には、市役所や利用予定の事業所でも、選ぶお手伝いをいたしますので、お声かけ下さい。

★ サービス等利用計画案を作成できる事業所

障害者相談支援センター御殿場十字の園（身体）	電話 83-1450
サポートセンターふがく（知的）	87-0259
やまいも倶楽部（精神）	80-0557
相談支援センターむつみ（精神）	82-6478
相談支援センターさくら（施設入所者対象）	89-0789
相談支援野菊（施設入所者対象）	89-1421
共に考える相談支援事業所（知的）	89-8278
相談事業所ステップ・ワン（知的）	82-0980
相談支援センターSOKKA（身体・知的・精神）	090-1474-3764
相談支援事業所結ぶ（身体・知的・精神）	090-8132-8458

相談支援専門員が決まりましたら、サービス等利用計画案作成のための面談を受けてください。

作成が出来るとサービス等利用計画案は相談支援事業所から直接市に提出されます。

4. 市より障害福祉サービス受給者証が届きます。

5. サービスの利用開始となります。

<担当・お問合せ先>

御殿場市役所 社会福祉課 障害者福祉スタッフ
電話 0550-82-4238 F A X 0550-84-1046